

令和7年度吹田市障がい福祉分野における
しごとの魅力発信業務に関する
公募型プロポーザル募集要項

令和7年(2025 年)5月

吹田市 福祉部 障がい福祉室

目 次

1 業務の基本情報	2
2 参加資格	3
3 提案募集の手続き・スケジュール	3
4 選定・審査方法	8
5 選定結果の通知	9
6 選定結果の公表	9
7 契約について	10
8 その他	10
9 問合せ先	10

Ⅰ 業務の基本情報

(1) 業務名称

令和 7 年度吹田市障がい福祉分野におけるしごとの魅力発信業務（以下「本業務」という。）

(2) 実施目的

本業務は、障がい福祉分野の仕事に興味を持つ人を増加させるため、現在及び将来を見据えての広報啓発活動を行い、民間企業の企画力を活かしたリーフレットや動画等の広報素材を作成し、それぞれのターゲット層に向けた効果的な広報啓発を行うことで障がい福祉の仕事の魅力を発信することを目的とし実施する。

(3) 業務内容

令和 7 年度吹田市障がい福祉分野におけるしごとの魅力発信業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに実施する。

(4) 履行期間

契約締結日（令和7年8月12日予定）から令和 8 年3月31日まで

(5) 実施場所

吹田市内

(6) 提案上限額

9,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(7) 委託料の支払い方法

委託料については、一括払（後払）とし、事業者の請求に基づき、市は請求日から 30 日以内に支払うものとする。

(8) 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式

見積額が提案上限額を超えないものについて、提出された提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングに対し評価を行う。

(9) 発注者及び担当室

ア 発注者

吹田市長 後藤 圭二

イ 担当室

吹田市福祉部障がい福祉室 計画担当

住所：〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40（115 番窓口）

電話：06-6384-1349（直通）

メールアドレス：keikaku-shogai@city.suita.osaka.jp

2 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる全ての条件を満たす事業者とする。なお、契約候補者決定までの間に、同要件を満たさなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要項及び仕様書等の配布開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市指名停止措置要領(平成16年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 募集要項及び仕様書等の配布開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成24年11月13日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている事業者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (5) 参加表明書の提出時点に、人口20万人以上の他自治体で令和2年度以降に委託を受けた、福祉分野(障がい・介護)における魅力発信業務の完了実績があること。
- (6) 前記(5)の業務において、業務責任者として業務実績のある人員を、本業務の業務責任者として従事させること。

3 提案募集の手続き・スケジュール

(1) スケジュール概要

項番	手続き内容等	期間・期限等(日程は全て令和7年)
1	募集要項等の公表	5月16日(金)
2	募集要項等の配布(募集期間)	5月16日(金)から6月4日(水)まで
3	質問受付期間	5月16日(金)から5月27日(火)まで
4	質問回答日	5月30日(金)まで
5	参加表明、資格審査書類提出期間	5月16日(金)から6月4日(水)まで
6	参加資格審査結果通知	6月11日(水)まで
7	提案書等の提出期間	6月13日(金)から7月2日(水)まで
8	事前審査(必要な場合のみ)	7月3日(木)から7月9日(水)まで
9	事前審査結果通知	7月11日(金)
10	プレゼンテーション及びヒアリング	7月31日(木)
11	選定結果通知	8月6日(水)【予定】
12	契約締結	8月12日(火)【予定】

(2) 募集要項等の配布

ア 配布期間

令和7年5月16日(金)から令和7年6月4日(水)まで

イ 配布方法

吹田市ホームページに掲載

<https://www.city.suita.osaka.jp//sangyo/1017983/1018018/1038310/index.html>

(トップページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>プロポーザル案件情報
>令和7年度(2025年度)プロポーザル実施案件>令和7年度吹田市障がい福祉
分野におけるしごとの魅力発信業務公募型プロポーザルの実施について)

ウ 配布資料

- (ア) 本業務公募型プロポーザル募集要項
- (イ) 本業務仕様書
- (ウ) 本業務公募型プロポーザル審査基準
- (エ) 本業務関係様式等
- (オ) 参考資料

(3) 参加表明書に係る提出書類

ア 提出書類及び提出方法

- (ア) 参加表明書(様式第1号)
- (イ) 法人概要書(様式第2号)
- (ウ) 類似契約実績書(様式第3号)及び契約書の写し等の履行実績を証する書類
- (エ) 業務実施体制調書(様式第4号)
- (オ) 業務責任者届及び実績書(様式第5号)

※(ウ)及び(オ)の提出がない場合は失格となります。

イ 提出期間

令和7年5月16日(金)から令和7年6月4日(水)まで

なお、持参する場合は、本市の閉庁日以外の午前9時から午後5時までの間(以下「執務時間」という。)の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時までのみ受け付ける。また、郵送の場合は令和7年6月4日(水)必着とし、配達記録が残る方法をとること。

ウ 提出場所

障がい福祉室 吹田市役所低層棟1階 115番窓口

エ 参加資格審査結果通知

審査の結果は、令和7年6月11日(水)までに電子メールにより通知し、その後書面による通知を行う。なお、参加資格がないと認められた者については、その理由を付して通知する。

(4) 質問の受付及び回答

本業務の公募型プロポーザルに参加するにあたり質問事項がある場合は、次のとおり提出すること。

ア 提出書類

- 質疑書(様式第6号)

イ 提出期間

令和7年5月16日(金)から令和7年5月27日(火)午後5時まで

ウ 質疑方法

質疑書に質疑事項を記入の上、電子メールで提出すること。

メールアドレス: keikaku-shogai@city.suita.osaka.jp

※件名は「(事業者名)吹田市障がい福祉分野におけるしごとの魅力発信業務に関する質疑」とすること。

※電子メール送信後、確認のため、市役所の業務時間内(午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までを除く。))に「9 問合せ先」に電話連絡を入れること。

エ 質問への回答

令和7年5月30日(金)午後5時までに、吹田市ホームページ上で公表する

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1018018/1038310/index.html>

(トップページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>プロポーザル案件情報
>令和7年度(2025年度)プロポーザル実施案件>令和7年度吹田市障がい福祉
分野におけるしごとの魅力発信業務公募型プロポーザルの実施について)

オ その他注意事項

(ア) 公表する内容は、質問とその回答のみとし、質問者等の名称は公表しない。

(イ) 類似又は同趣旨の質問に対しては、一括して回答する。

(ウ) 吹田市からの質問に対する回答の公表をもって、募集要項の補完、追加又は修正とする。

(エ) 意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しないことがある。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングに係る提出書類

ア 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数	備考
(ア) 提案書【表紙】(様式第7号)	1 部	
(イ) 提出書類一覧(任意様式)		
(ウ) 提案書【実施内容一覧】(様式第8号)	10 部	(ウ) から順に並べ、左上1か所又は左側2か所をホッチキス止めること
(エ) 提案書(任意様式)		
(オ) 実施スケジュール(任意様式)		
(カ) 見積書及び明細書(任意様式)		

イ 提案書の作成要領

(ア) 本業務仕様書等を熟読し、提案を求める事項についてわかりやすく記載すること。また、全体を貫くコンセプトも明確に示すとともに、提案事業者の強み等についても記載すること。

(イ) 本業務公募型プロポーザル審査基準に留意して記載すること。

(ウ) 用紙の企画は A4 判、両面印刷で横書きとすること。

(エ) 文字サイズは、11 ポイント以上とすること。

(オ) 提出書類については、適宜ページ番号を振り、左上 1 か所又は左側 2 か所をホッチキス止めすること。

(カ) 提出書類への鉛筆書きなど容易に消去できる文具による記載は認めない。

(キ) 提出書類には、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないこと。これらの記載がある場合、再提出を求める場合がある。

(ク) 提出書類の内容を補足する動画等のデータの提出も可とし、その場合は USB にて提出すること。

(ケ) 提出書類等の差し替えは認めない。また、USB を除く提出書類等の返却は行わない。

ウ 提出期間

令和 7 年 6 月 13 日(金)から令和 7 年 7 月 2 日(水)まで

なお、持参する場合は、本市の執務時間中の午前 9 時から正午まで及び午後 0 時 45 分から午後 5 時までのみ受け付ける。また、郵送の場合は、令和 7 年 7 月 2 日(水) 必着とし、配達記録が残る方法をとること。

エ 提出場所

障がい福祉室 吹田市役所低層棟 1 階 115 番窓口

オ 提出部数

「(5) ア 提出書類及び提出部数」の表のとおり

(6) 事前審査

提案者が多数(5 者以上)あるときは事前審査を行い、以降の審査の対象とする事業者を選定委員会が選定する。

ア 実施期間

令和 7 年 7 月 3 日(木)から令和 7 年 7 月 9 日(水)まで

イ 実施方法

提出書類について、令和 7 年度吹田市障がい福祉分野におけるしごとの魅力発信業務プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)の定める以下の基準により採点し、評価点の上位 4 者を以降の審査対象として選定する。

- ・広報ツール提案数及び提案の有無
- ・イベント実施数及び規模
- ・独自提案数

ウ 発表方法

事前審査の有無又は選定結果は、令和 7 年 7 月 11 日(金)までに電子メールにより通知し、その後書面による通知を行う。なお、事前審査の結果(事業者ごとの合否は公表しない)を、契約締結後に本市ホームページ上で公表する。

<https://www.city.suita.osaka.jp//sangyo/1017983/1018018/1038310/index.html>

(トップページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>プロポーザル案件情報
>令和 7 年度(2025 年度)プロポーザル実施案件>令和 7 年度吹田市障がい福祉分野におけるしごとの魅力発信業務公募型プロポーザルの実施について)

エ 事前審査を通過しなかった者に対する措置

以降の審査対象者として選定されなかった者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

通知日の翌日から起算して7日目（期限が閉庁日となる場合は、翌開庁日まで）の午後5時まで。なお、持参する場合は、本市の執務時間中の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時までのみ受け付ける。

(イ) 提出場所

障がい福祉室 吹田市役所低層棟1階 115番窓口

(ウ) 提出方法

任意の様式による書面を持参又は郵送するものとする。ただし、郵送の場合は通知日の翌日から起算して7日目（期限が閉庁日となる場合は、翌開庁日まで）必着とし、配達記録が残る方法を採用すること。

(エ) 回答方法

令和7年7月18日（金）までに、書面により回答（発送）する。

(7) プレゼンテーション及びヒアリング

提案内容の説明を受けるため、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

ア 実施日時

令和7年7月31日（木）

プレゼンテーションの順番は、原則として提案書の受付順とし、実施場所及び実施時間は後日、令和7年7月22日（火）までに個別に電子メールにて通知することとする。指定の時間に遅れた場合は、評価対象から除外する。

イ 時間配分

応募者ごとに提案書等の内容説明と選定委員会の委員からの質疑への回答等、35分程度（プレゼンテーション15分、ヒアリング20分）

ウ プレゼンテーションの実施にあたっての注意事項

（ア）必ず、本業務に業務責任者として従事する人が出席すること。

（イ）プロジェクター等の機器については、本市で準備する。

データを保存したパソコンを持参すること。なお、機器不良等不測の事態に対応するため、データをUSBにも保存し持参すること。

（ウ）プレゼンテーションの出席者は5名までとする。

（エ）会社名を特定できるようなバッジ等は身に着けないこと。

（オ）新たな資料の提出は不可とし、提出した提案書に基づき説明すること。

(8) 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。また、契約候補者の決定後であってもその決定を取り消す場合がある。

- ア 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- イ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又はなした者が提案した場合。
- ウ 契約候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- エ 本業務のプロポーザルに参加する者又はしようとする者が、募集開始日以降に本市の選定委員会委員及び障がい福祉室職員に直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- オ 提出された提案書等の記載内容に虚偽があると認めた場合。
- カ 公平な審査に影響がある行為を行ったと認めた場合。
- キ 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- ク 所定の日時及び場所に提出書類を提出しない場合。
- ケ 提案限度額を超える提案をした場合。
- コ その他、本市が指示した事項及び提案に関する条件に違反した場合。

(9) 辞退について

応募等を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第8号）に記載し、事前に電話連絡をした上で障がい福祉室に令和7年7月30日（水）午後5時までに持参又は郵送（必着）で提出すること。

なお、応募等を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けないものとする。

4 選定・審査方法

(1) 選定方法

選定については、選定委員会において行う。プレゼンテーション及び質疑の内容、提出された提案書・添付書類等を「令和7年度障がい福祉分野におけるしごとの魅力発信業務公募型プロポーザル審査基準」に基づき審査し、契約候補者と次点者を選定する。

(2) 審査方法及び留意事項

- ア 提出された提案書等の内容について、プレゼンテーション、ヒアリングを行い、最低基準点を合計点の6割とし、審査基準に基づき審査の上、各委員の評価点数の平均が最低基準点を上回る参加者について契約候補者と次点者を選定する。
- イ 契約候補者の決定方法は、選定委員会の各委員が評価点による順位付けを行い、1位と順位付けをした委員数が多いものを上位とし、契約候補者及び次点者を決定する。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位

として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会の委員による合議又は多数決の委員による合議又は多数決により決定する。

ウ 審査項目及び配点等は、本業務公募型プロポーザル審査基準のとおり。

提出書類が所定の形式に適合しない場合は、減点の対象となることがある。

エ 応募が1者の場合でも審査・選定を行う。また、応募が無い場合は選定委員会で仕様書の内容の変更について検討し、再度公募を行う。

5 選定結果の通知

(1) 発表方法

令和7年8月6日(水)に電子メールにより通知し、その後書面による通知も行う。契約候補者には選定通知、次点者には次点者通知、非選定者には非選定通知を行う。

(2) 契約候補者に選定されなかった者に対する措置

契約候補者として認められなかった者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和7年8月7日(木)午前9時から令和7年8月13日(水)午後5時まで。なお、持参する場合は、本市の執務時間中の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時までのみ受け付ける。

イ 提出場所

障がい福祉室 吹田市役所低層棟1階 115番窓口

ウ 提出方法

任意の様式による書面を持参又は郵送するものとする。ただし、郵送の場合は令和7年8月13日(水)必着とし、配達記録が残る方法を採用すること。

エ 回答方法

令和7年8月20日(水)までに、書面により回答(発送)する。

6 選定結果の公表

契約を締結した後、吹田市ホームページにおいて、選定結果を次のとおり公表する。

(1) 選定事業者名(契約候補者名)並びに契約金額と評価点

(2) 全提案事業者の名称(申込順)※応募者が2者の場合は公表しない。

(3) 全提案事業者の各委員の評価点及び順位付け(1位と順位付けした委員数の順、選定事業者以外は秘匿)

(4) 評価項目・審査基準・配点

(5) 選定委員の役職名

(6) 選定委員会の会議録の概要

7 契約について

- (1) 契約候補者と本業務執行について随意交渉を行い、委託契約を締結する。ただし、契約候補者との随意交渉が不調となった場合等は、次点者との随意交渉を行い、委託契約を締結する。
- (2) 原則として契約締結時に提案内容を業務仕様とし採用することを想定しているが、詳細については本市と協議調整の上決定する。
- (3) 契約保証金については、吹田市財務規則（昭和 39 年吹田市規則第 14 号）第 113 条第 2 項第 2 号の規定により、契約金額の 100 分の 5 以上とする。ただし、同規則第 115 条の規定に該当する場合は免除する。

8 その他

- (1) 応募者は、募集要項、仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げるような他の応募者の迷惑になることを避けるほか、常に善良なる応募者としての態度を保持すること。
- (2) 本業務プロポーザルに参加する者は、契約候補者決定後において、募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本業務プロポーザルに参加するために必要な費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募者のうち、本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていないものは、契約候補者となった場合、速やかに同資格者名簿登載者と同程度の資格を有すると証する以下の書類を提出すること。
 - ア 履歴（現在）事項全部証明書（写し可）
 - イ 印鑑証明書（写し可）
 - ウ 納税証明書「法人税・消費税」（その3の3）（写し可）
- (5) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし本市が本業務のプロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、応募者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 募集要項に定めるもののほか、必要な事項については障がい福祉室が定める。

9 問合せ先

吹田市福祉部障がい福祉室 計画担当

住所：〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40（115 番窓口）

電話：06-6384-1349（直通）

Mail: keikaku-shogai@city.suita.osaka.jp